

渋谷区文化総合センター大和田 ホール利用ガイドライン

政府による緊急事態宣言、及び東京都の緊急事態措置を受け、ホールのご利用について、本ガイドラインを定めます。内容をご理解いただいた上で、ご利用をお願いいたします。本ガイドラインで定める期間後のご利用については、政府や東京都の通達に応じて、別途決定いたしますが、利用制限がある可能性を十分に考慮しつつ、お申込みください。

渋谷区文化総合センター大和田
指定管理者 しぶや文化創造グループ

○新型コロナウイルス感染拡大防止、または本利用ガイドラインの制限により施設の利用を取り消される場合は、施設・付帯設備利用料ともに、全額還付いたします。

※本ガイドライン発行後の申請、取消については規定通りの還付対応となります。

※本ガイドラインは、政府、東京都の方針、及び公益社団法人全国公立文化施設協会の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに準拠します。新たな政府要請や新型コロナウイルスの感染状況により、変更する可能性があります。

※本ガイドラインに記載なき事項は、利用案内に定めるとおりとします。

①催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210423.pdf

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210319.pdf

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210305.pdf

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf?2021027

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

②新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等について（東京都）

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1013654.html>

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/013/654/210421.pdf

③劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版（公益社団法人全国公立文化施設協会）

https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf

1. 定員数

《ホール》令和3年4月27日～5月11日（緊急事態宣言延期の場合には終了日）まで

さくらホール		伝承ホール	
客席			
0名（無観客）※			
楽屋			
小楽屋3	5名	小楽屋7	6名
小楽屋4	4名	小楽屋8	3名
小楽屋5	4名	中楽屋2	15名
小楽屋6	3名	中楽屋3	8名
大楽屋1	22名		
大楽屋2	22名		
中楽屋1	9名		
小楽屋1	7名		
小楽屋2	7名		

※すでにご予約いただいているご利用においては、無観客化による多大な混乱が生じる場合には、例外として有観客を認める場合もあります。

ご利用時の基本的な注意事項

- ・3密を避け、常時換気に努めてください。
- ・手指、テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的 to 実施してください。

2. 利用料金の取り扱い

【利用取り消しによるご利用料金の還付について】

令和3年4月25日～5月11日までのご利用で、新型コロナウイルスの影響及び本ガイドラインの制限による利用取消は、施設利用料の還付を行います。

3. 申請手続きについて

① 《変更手続き》

- ・既に変更済の施設（付帯含）も、変更可能です。（1回のみ）
- ・変更による差額は追徴、還付を行います。
- ・利用日当日までに窓口にて申請手続きをお願いいたします。緊急事態宣言期間中にご来館が難しい場合は、別途ご相談ください。申請時には変更前の使用承認書を忘れずにお持ちください。

② 《取消手続き》

- ・取消申請は当面の間、郵送でも手続き可能です。次の3点をホール事務室にお送りください。

- ① 施設利用取消届 兼 利用料還付申請書
- ② 還付金請求書兼口座振替依頼書
- ③ 使用承認書

※利用開始時間までに必ずお手続きをお済ませください。期限を過ぎた場合には還付対象になりません。

③ 《その他諸注意事項》

- ・ソーシャルディスタンス維持のため、窓口でのお手続き人数を制限する場合がございます。お時間に余裕を持って、手続きにお越しくください。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、筆記用具をご持参ください。
- ・窓口お手続きの際は、代表者様もしくは担当者様のみ、最少人数でお越しくください。

4. 公演日前後・当日における対策

【公演日前の対策】

(1) 周知・広報

感染予防のため、関係者に対し、以下について事前に周知をしてください。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・下記症状に該当する者の来場禁止

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

【公演当日の対策】

(1) 公演関係者の感染防止策

- ・公演に必要な最小限度の人数による運営
- ・以下の場合の関係者来館制限等の対応
 - ・発熱があり、検温の結果 37.5℃以上の発熱があった場合
 - ・咳・咽頭痛など、「公演日前の対策」の来場禁止に該当する症状がある場合
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴および当該在住者との濃厚接触がある場合等
- ・楽屋入口等に消毒液を設置し、手指消毒の徹底
- ・公演主催者による、従事者の緊急連絡先や勤務状況の把握
- ・表現上困難な場合を除き、マスク着用の徹底、出演者間の間隔確保の依頼
- ・楽屋等での飲食時は、使い捨ての紙皿やコップを使用
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限
- ・仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間を防止
- ・その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずる
- ・楽屋、控室でもマスクを着用し、定期的に換気をしてください。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。

(2) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・速やかに別室へ隔離
- ・対応スタッフは、マスクや手袋の着用を徹底
- ・速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける

【その他・公演後の対策】

(1) 情報管理

- ・関係者について、氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1ヶ月間）保持するように努めてください。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄してください。
- ・発生した感染者等（含む同居者等）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意してください。
- ・渋谷区の「新型コロナあんしんチェックインサービス」の QR コードを掲示しておりますので、ご活用ください。

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/line/checkin.html>

以上